

公益社団法人 益田市シルバー人材センター
役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人益田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とする。
- 4 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員の報酬額は、別表1「常勤役員の報酬月額」及び別表2「非常勤役員の報酬日額」に定める金額の範囲内として、理事は理事会の承認、監事は総会の決議を得て、決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は、職員給与規則第7条の規定を準用するものとする。ただし、非常勤役員が理事会等への出席の場合はその都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(常勤役員が就任又は退任した場合の報酬)

第7条 新たに役員に就任した時の報酬は、その日から日割り計算により支給する。

- 2 役員が退任した時の報酬は、その日までを日割り計算により支給する。

3 役員が死亡した時の報酬は、その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。

(費用)

第8条 センターの役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表3により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第9条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付則 この規程は、令和5年6月13日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬額

(1) 理事長	月額 60,000円までの範囲内
(2) 常務理事	月額 150,000円までの範囲内 ただし、職員が常務理事(事務局長)を兼任する場合は、嘱託職員等の雇用及び就業に関する規程を適用する。

別表2 非常勤役員の報酬日額

(1) 1職務(理事会等出席)につき日額 3,000円までの範囲内

別表3 費用の額

(1) 役員の管内職務に係る費用	各役員の自宅からセンター又は会議等開催場所までの距離に基づく次の額 2キロメートル以上を対象とし、路程の距離数(1キロメートル未満は切り捨て)につき30円を乗じて得た額とする。
(2) 役員の管外職務に係る費用	職員等旅費規程に定める金額
(3) その他	実費